

特別史跡加曽利貝塚新博物館整備・運営手法等及び集客活用エリア事業化検討調査 業務委託企画提案募集要項

1 趣旨

本市では、昭和41年に開館した千葉市立加曽利貝塚博物館について、特別史跡指定地外への移転を目指し、「新博物館基本計画」の検討を進め、令和3年3月に「新博物館基本計画(中間取りまとめ)案(以下、「基本計画(中間取りまとめ)案」という。)」を公表した。

また、平成31年2月に策定した「特別史跡加曽利貝塚グランドデザイン」(以下、「グランドデザイン」という。)に基づいて園路やサインの改修をはじめとした特別史跡指定地内の整備を進めており、今後さらに縄文の森特別緑地保全地区等での周辺整備を進めることを予定している。

本業務では、新博物館基本計画の策定に先立ち、以下の2点の検討調査を行うことを目的とし、事業者をプロポーザル(企画提案)方式により募集する。

(1)新博物館整備及び管理・運営について、官民連携手法導入の際のメリット・デメリット、民間事業者の参入可能性について詳細な調査を行い、市が自ら整備・運営を行う従来手法と官民連携手法を比較することで、市の財政負担の軽減、施設の設置目的の達成・付加価値向上等に資する最適な手法を選択すること。

(2)グランドデザインで定めた「縄文の森ゾーン」内の集客活用エリアで行う集客事業について、民間事業者へ事業参入意向調査を行い、民間事業者の参入可能性とともに市と民間事業者の役割分担を整理し、概算整備費や整備スケジュール等を取りまとめること。

2 委託業務

(1)委託業務名

特別史跡加曽利貝塚新博物館整備・運営手法等及び集客活用エリア事業化検討調査業務委託

(2)委託場所

千葉市教育委員会生涯学習部文化財課

(3)委託内容

別紙仕様書のとおり

(4)委託期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで

(5)委託限度額

20,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)を上限とする。

3 参加資格要件

(1)以下のすべてに該当すること

ア 令和2・3年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

イ 平成23年度から令和2年度に展示機能を有する公共施設の整備・運営手法等の検討調査業務の履行実績(元請けに限る)を有すること。

(2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該業務の企画提案書の提出期限日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

- エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
 - オ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
 - カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していないもの
 - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
 - ク 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を当該業務の企画提案書の提出期限の日から審査による事業者決定日までの間に受けている者
- ※共同企業体の場合は、すべての構成員が上記(1)ア及び(2)に定める要件に該当することが必要であるが、(1)イに定める履行実績は共同企業体のいずれかの構成員が有していれば差し支えない。
- ※共同企業体の構成員が、単独又は他の企業体の構成員として本件企画提案に参加することは認めない。

4 参加に関する手続き

(1)スケジュール

	内 容	日 程
①	募集要項公表	令和3年6月22日(火)
②	質問受付	令和3年6月22日(火)～令和3年6月28日(月)
③	質問回答日(HPに公開)	令和3年6月30日(水)
④	企画提案受付期限	令和3年7月16日(金)午後5時まで
⑤	プレゼンテーションの実施	令和3年7月27日～29日
⑥	選定結果の通知	令和3年7月中に通知(予定)

(2)企画提案参加申込み

ア 提出書類

- (ア)企画提案参加申込書(様式第1号)
- (イ)会社概要(様式第2号)
- (ウ)同種の業務実績(様式第3号)
- (エ)共同企業体一覧(様式第4号)※共同企業体の場合
- (オ)委任状(様式第5号)※共同企業体の場合
- (カ)見積書(様式第6号) ※内訳書添付
- (キ)企画提案書(様式自由)

イ 提出期限

令和3年7月16日(金)午後5時まで(必着)
 (持参の場合、土・日・休日を除く午前9時から午後5時まで。※郵送の場合は書留とし、締切日必着)

ウ 提出先

〒260-8730
 千葉市中央区問屋町1番35号 千葉ポートサイドタワー11F
 千葉市教育委員会生涯学習部文化財課

(3)内容に関する質問と回答

本募集要項及び仕様書等の内容について、不明な点が生じた場合、下記により質問すること。

ア 受付期限

令和3年6月28日(月)午後5時まで

イ 方法

下記メールアドレスに電子メールで送信することとし、郵送・電話等での質問は受け付けない。

また、電子メールの件名は「企画提案募集質問書(法人名)」とすること。

千葉県教育委員会生涯学習部文化財課

E-mail:bunkazai.EDL@city.chiba.lg.jp

ウ 提出書類

質問書(様式第7号)

エ 回答

市ホームページに令和3年6月30日(水)午後5時までに掲載する。

なお、回答の内容は、本募集要項の追加又は修正とみなす。

(4)企画提案書の詳細

ア 「特別史跡加曽利貝塚新博物館整備・運営手法等及び集客活用エリア事業化検討調査業務委託仕様書」に記載の内容に沿った提案を行うこと。

提案には(別紙)「選定評価基準」記載の、「評価の着眼点」と「評価基準」に対して、具体的かつ詳細な説明が含まれていること。

イ A4判印刷片面10枚以内、提出部数10部(正本1部、副本9部)

審査の公平性を保つため、副本には法人名等の参加者が特定できる文言は記載しないこと。

ウ 企画提案書提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。

エ 企画提案書は、1者1案で提出すること。

5 プレゼンテーションの方法及び内容

(1)実施日

令和3年7月27日～29日(後日時間等の詳細を指定する。)

(2)実施方法

ZOOMによるオンライン開催とし、企画提案書を用いたプレゼンテーションとする。

(3)実施手順

ア 通信テスト

事前にミーティングIDとパスワードを参加者にメールで送付する。

参加者は指定された日時にミーティングに参加する。

映像や音声等の動作や品質に問題がないかことを確認しテストを終了する。

イ プレゼンテーション

事前にミーティングIDとパスワードを参加者にメールで連絡する。

参加者は指定された時間までにミーティングに参加する。

参加者は指示に従いプレゼンテーションを開始する。

プレゼンテーションは15分間の説明の後、別途質疑の時間を確保する。

質疑終了後、参加者はミーティングから退出する。

ウ 備考

審査員は事前に提出されている企画提案資料を手元に準備している。

審査員は複数人で1台の画面(モニター)を視聴しており、各審査員が個別でZOOMに入室している環境ではない。

企画提案書の画面共有は可とするが、企画提案書の情報以外を画面共有で提示することは不可とする。

6 委託契約予定者の選定

(1) 選定趣旨

企画提案内容を総合的に採点し、最も点数の高かった者を選定し、委託契約予定者として決定する。

(2) 選定方法

ア 選定委員による審査とする。

イ 各委員が別紙の選定評価基準に基づき、提出されたすべての企画提案書をもとに採点する。

・参加申込者が1者のみの場合も、選定を実施する。

・委員全員の合計点が最も高い提案を最優秀提案とする。なお、最高得点の提案が複数あった場合は、見積金額の低い者を選定する。

(3) 提案の無効に関する事項(不適格事項)

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 提出書類に重要な誤脱があった場合

エ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

オ 審査の公平を害する行為があった場合

カ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(4) 選定結果の通知

選定結果については、採用、不採用にかかわらず提案者全員に速やかに電子メールにより通知する。

また、第1位の提案者については企業名・点数を、第1位の提案者以外の参加者については点数のみを、令和3年7月中(予定)に市ホームページに掲載するものとする。なお、選定結果に関する異議申立ては一切認めない。

7 契約方法

(1) 第1位の提案者の決定後は、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、提案者より改めて見積書を徴し、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。

(2) 前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。

(3) 第1位の提案者が、事前に定めた最低評価基準点を下回る場合は、随意契約の対象としない。

(4) 契約相手方は、この契約と同時に、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第29条に該当する場合は、免除とする。

8 委託料の支払い

完了払いとする。

9 その他留意事項

(1) 企画提案書の作成、提出等に要する費用は提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等、書類一式は返却しない。

(3) 採択された企画提案書の著作権は、千葉市に帰属するものとする。

(4) 提出書類や選定結果(不採用となった者の名称、審査結果を含む)は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例(平成12年千葉市条例第52号)の規定に基づき、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の

対象とする。

ただし、企画提案書選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。

10 問い合わせ先

千葉市教育委員会生涯学習部文化財課

〒260-8730 千葉市中央区問屋町1番35号千葉ポートサイドタワー11階

電話 043(245)5960 FAX 043(245)5993 E-mail bunkazai.EDL@city.chiba.lg.jp